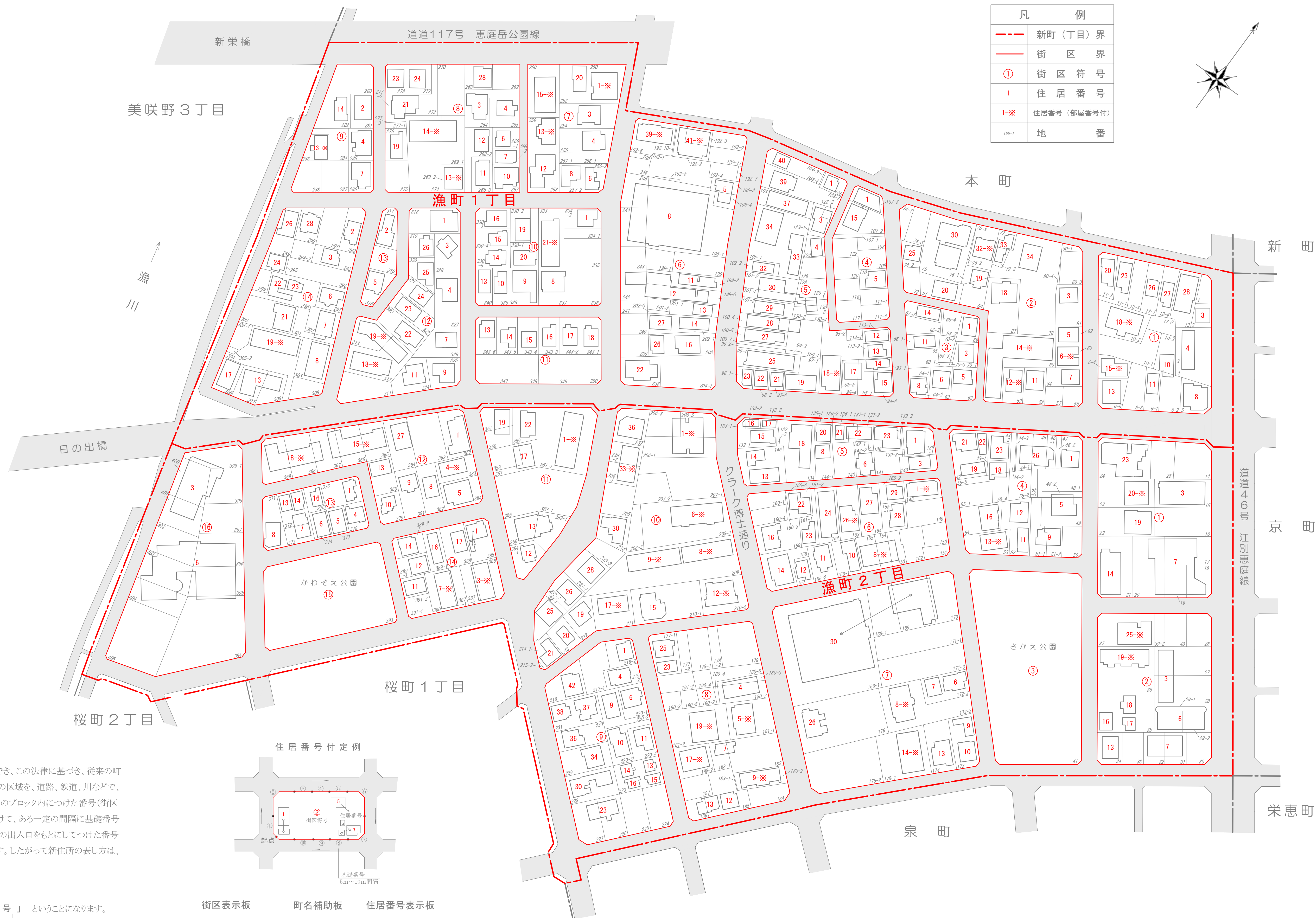


(令和7年9月27日施行)

恵庭市漁町1・2丁目地区 住居表示案内図



住居表示制度について

昭和37年5月「住居表示に関する法律」ができ、この法律に基づき、従来の町名地番による住所の表わし方をやめて、町の区域を、道路、鉄道、川などで、いくつかのブロックに区切り、その一つ一つのブロック内につけた番号(街区符号という)と、そのブロック内に起点をもうけて、ある一定の間隔に基礎番号を附し、そのブロック内にある皆さんの住居の出入口をもとにしてつけた番号(住居番号という)とをもって表わす方法です。したがって新住所の表し方は、

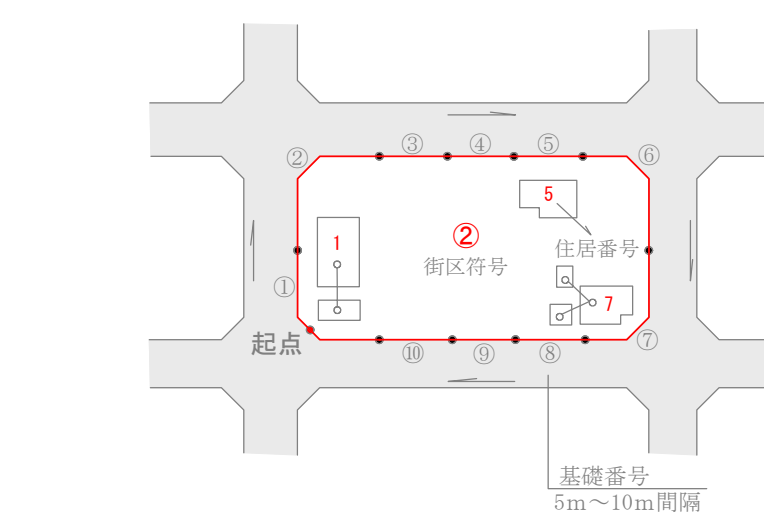
一般家屋の場合

「恵庭市 漁町○丁目 ○番 ○号」ということになります。

マンション・アパート等の場合

「恵庭市 漁町○丁目 ○番 ○-○号」ということになります。

住居番号付定例



街区表示板



町名補助板



住居番号表示板

